

# 広島県温暖化対策 活動促進補助金（一般事業）

## Q & A

### 目 次

#### 《温暖化対策活動促進補助金について》

- Q 1 どのような取組が、補助の対象となりますか。…………… 1
- Q 2 本補助金と他の補助金（他の自治体（国や市町）、団体、法人、個人等が実施するもの）との補助金の併用を考えているが、問題ありませんか。…………… 1
- Q 3 本補助金を活用して、環境活動の取組を普及啓発する際、部屋を賃貸する予定であるが、その部屋の設備（エアコン、扇風機、机、椅子など）が故障していた。これに係る修繕や買替は補助対象となりますか。…………… 1
- Q 4 株式会社や有限会社が本補助金に応募できますか。…………… 1
- Q 5 以前、本補助金の交付を受けた団体が、再度申請は可能ですか。…………… 2

#### 《経費の支出》

- Q 6 実施準備のため、必要な物品を購入しておきたいのですが、事業開始前（交付決定前）に、物品を購入することは問題ないでしょうか。…………… 2
- Q 7 経費の支出に関して、必要な書類は何ですか。…………… 3
- Q 8 依頼したい外部講師（複数人）は、講師個人に依頼や謝金支払いをするのではなく、講師が所属する団体に依頼し、謝金も団体にまとめて支払うこととなります。領収書は、どのようにしたらよいでしょうか。…………… 3
- Q 9 継続的に持回り使用する教材について、教えてください。購入、管理の際に注意する点などありますか。…………… 3
- Q 10 A 9にある目的外使用をしたい場合は、どうしたらいいですか。…………… 4
- Q 11 物品を購入する際に、ポイントカードを使用できますか。または、ネット通販等でポイントが付与されることは、問題ないでしょうか。…………… 4
- Q 12 バスの借上げについて、団体で年間契約しているバス会社があるため、2者の見積もりを取ることができません。どうしたらよいでしょうか。…………… 4
- Q 13 経費支出の管理について、注意すべき点はありますか。…………… 4
- Q 14 補助金収支明細書の作成で、注意すべき点はありますか。…………… 4

#### 《申請内容からの変更》

- Q 15 実績額が、交付申請額から減額になりそうです。手続きが必要ですか。…… 6
- Q 16 申請した補助金額の範囲内であれば、実際の使途に多少変更があってもよいですか。…………… 6
- Q 17 災害により、予定していた事業の実施場所が被災したため、実施場所や内容を変更する必要があります。どのようにしたらよいでしょうか。…………… 6

Q18 災害のため、開催を予定していた講座が中止となりました。既に発注していたチラシや教材は、補助対象となるのでしょうか。…………… 6

Q19 採択された団体が、(当初) 申請書で申請していた計画を変更する場合は、交付申請書を再度提出すればいいのでしょうか…………… 6

《補助金の支払い》

Q20 概算払いは、交付決定の補助金額の全額を請求できますか。また、いつ請求すればよいのでしょうか。…………… 7

Q21 事業完了後に、実績報告書を提出してから、どのくらいで補助金が振込みされますか。…………… 7

Q22 補助金の振込先口座の名義は、団体関係者であれば、誰の名義でもよいですか。…………… 7

《環境学習講師、うちエコ診断、施設見学等について》

Q23 学習会を予定していますが、講師がみつかりません。…………… 8

Q24 イベントで「うちエコ診断会」を実施したいと考えています。どのように準備したらよいのでしょうか。…………… 8

Q25 バスツアーを実施するにあたり、太陽光発電を見学したいと考えています。見学できる施設が、どこかありませんか。…………… 9

《温暖化対策活動促進補助金について》

Q 1 どのような取組が、補助の対象となりますか。

A 1 この補助金は温室効果ガス削減推進のため、温暖化対策活動を自主的・持続的に取り組もうとする団体等のスタートアップ支援を目的としています。

このため、温暖化対策に寄与する啓発活動や実践活動であって、補助期間終了後も温暖化対策の取組が自主的・持続的に続けられる計画的に実施されるものを対象とします。

Q 2 本補助金と他の補助金（他の自治体（国や市町）、団体、法人、個人等が実施するもの）との補助金の併用を考えているが、問題ありませんか。

A 2 他の補助金と重複して補助を受けることはできません。ただし、本補助金と他の補助金の間で、補助対象経費に重複がなければ、補助対象となりえます。（交付要綱の第4条2）

Q 3 本補助金を活用して、環境活動の取組を普及啓発する際、部屋を賃貸する予定であるが、その部屋の設備（エアコン、扇風機、机、椅子など）が故障していた。これに係る修繕や買替は補助対象となりますか。

A 3 補助対象にはなりません。（交付要綱の第4条2・別表）

Q 4 株式会社や有限会社が本補助金に応募できますか。

A 4 株式会社や有限会社は補助事業者にはなれません。（交付要綱の第3条：補助事業者）

Q 5 以前、本補助金の交付を受けた団体が、再度申請は可能ですか。

A 5 これまで採択された事業と違う内容（新規事業）であれば、再度申請が可能です。

		申し込みたい事業	
		一般事業	メニュー事業
採択経験者 （1回採択された方）	一般事業	<b>△（条件付き）</b> ただし、（過去の採択事業と比べて） <b>新規事業を実施する計画なら、再度採択を認める。※</b> <u>※再度本補助金を活用したい方は、交付申請からお願いいたします。（審査会に諮ります）</u>	<b>△（条件付き）</b> ただし、（以前採択された）一般事業と似た内容を実施していたら、申込み不可
	メニュー事業	<b>△（条件付き）</b> ただし、（以前採択された）メニュー事業と似た内容を実施していたら、申込み不可	<b>×（申込み不可）</b> メニュー事業は一度切り

〈経費の支出〉

Q 6 実施準備のため、必要な物品を購入しておきたいのですが、事業開始前（交付決定前）に、物品を購入することは問題ないでしょうか。

A 6 いかなる理由があっても、事業開始前（交付決定前）に購入することは認められません。

Q 7 経費の支出に関して、必要な書類は何ですか。

A 7 次表のとおりです。

費用	必要書類	注意事項
外部講師謝金	領収書	但し書き欄などに、行事名、行事の実施日が記入されたもの
旅費(バス・電車等)	領収書	但し書き欄などに、利用した交通の種別、利用区間、行事名、行事の実施日が記入されたもの
旅費(新幹線・飛行機)	①領収書	①②全て必要 領収書の但し書き欄などに、利用した交通の種別、利用区間、(交通機関等発行の領収書等で確認できる場合は記載不要) そのほか、行事名、行事の実施日が記入されたもの
	②交通機関(又はチケット発売機関)が発行した領収書	
購入物品(安価なもの)	領収書又はレシート	購入した日、品名が分かるもの
購入物品(注文したもの)	①請求書	①②全て必要 購入した日、品名が分かるもの
	②領収書	
特に高額(10万円以上)な経費の支出 (バス借上げ経費等)	①見積書(2者以上)	①②③④全て必要 ※10万円以上の支出(賃金・謝金・旅費を除く)は、金額の妥当性を確認するため、2者以上の見積書が必要となります。
	②納品書	
	③請求書	
	④領収書	

※ 利用区間等の記載がない旅費の領収書、または、購入した品物名の記載がない領収書等は、補助対象外となることがあります。御注意ください。

Q 8 依頼したい外部講師(複数人)は、講師個人に依頼や謝金支払いをするのではなく、講師が所属する団体に依頼し、謝金も団体にまとめて支払うこととなります。領収書はどのようにしたらよろしいでしょうか？

A 8 領収書の但し書きに、行事名、実施日、内訳(@謝金単価×〇名)を記載してください。また、講師名と支払金額が分かる内訳を添付してください。内訳が確認できるものであれば、団体等に送付した依頼文の写しでもかまいません。  
不明な点は環境政策課へ相談してください。

Q 9 継続的に持回り使用する教材について、教えてください。購入、管理の際に注意する点などありますか。

A 9 例えば、ワットアワーメータ(積算電力量計)のように、年度を超えて、保管・管理しながら、何度も使用可能であって、一度の使い切りではない教材のことです。

また、目的外使用はできません。必ず使用簿を作成し、実績報告書提出の際には、

使用簿の写しを提出してください。

Q10 A9にある目的外使用をしたい場合はどうしたらいいですか。

A10 目的外使用する場合は、当該購入に係る費用分の補助金は返還の対象となります。速やかに申し出てください。なお、目的外使用が発覚した場合も、補助金返還となります。

Q11 物品を購入する際に、ポイントカードを使用できますか。または、ネット通販等でポイントが付与されることは、問題ないでしょうか。

A11 ポイントカードは、使用してはいけません。使用した場合、補助対象として認められません。また、ネット通販等でポイントが付与された場合、補助対象として認められません。  
物品等の購入時には、ポイントが付与されないかたちで購入してください。

Q12 10万円以上の事業費の支出は2者の見積もりが必要とのことですが、バスの借上げについて、団体で年間契約しているバス会社があるため、別のバス会社の見積もりを取ったとしても契約することができません。どうしたらよいでしょうか。

A12 特定のバス会社としか契約ができない場合は、その事情を明確に説明する理由書を提出してください。

Q13 経費支出の管理について、注意すべき点はありますか？

A13 出納簿などで管理してください。なお、実施状況報告書（中間報告）及び、実績報告書には、必ず県が指定する「補助金収支明細書」を添付する必要がありますので、普段の支出の管理の際に、「補助金収支明細書」を活用していただくことをお勧めします。

また、当補助金に係る書類は、保存期間10年です。出納簿や領収書等の経理書類も必ず10年保管してください。

Q14 補助金収支明細書の作成で、注意すべき点はありますか？

A14 次の点に御注意ください。

- ①領収書1枚ごとに、支出日、金額、内容を記載してください。  
複数の領収書を合算して、一行に記入しないでください。
- ②「内容」欄には、支出の内容、単価×個数、行事名、実施日等を記入してください。
- ③エコクッキングの材料 15品目を、まとめて購入した場合などのように、複数の品物を、まとめて（領収書1枚）で購入した場合は、下記の記載例のように、まとめて記載してください。ただし、レシートで、何を購入したか確認できるようにして

ください。

(記載例)

10/6	56,000	エコッキング材料代(にんにく, 味噌, ひじき, 生姜等)	9
------	--------	-------------------------------	---

**【経費の支出でよくある間違い】**

- ① 事業開始日前の領収書(写)が添付してある。【補助対象経費として認められません。】  
(Q6)
- ② 物品等購入時に、ポイントが付与されている。【ポイントが付与された場合は、補助対象経費として認められません。利用しないでください】(Q11)
- ③ 領収書に但し書きが書かれていない。【何を購入したのか分からない場合、補助対象経費として認められません。】
- ④ 旅費の領収書には、交通の種別、利用区間等を記載してください。(Q7)  
記入例) 温暖化対策学習会 8/17  
講師旅費 バス(〇〇駅~〇〇駅)@420円×2(往復)=840円

## 《申請内容からの変更》

Q15 実績額が、交付申請額から減額になりそうです。手続きが必要ですか。

A15 20%を上回る減額が見込まれる場合は、変更承認申請の手続きが必要です。  
変更承認申請書（様式第6号）の提出が必要となりますが、まずは、御連絡ください。

（例）50万円の交付決定を受けた場合  
50万円×80%=40万円 →40万円未満の実績 →**手続必要**  
→40万円以上50万円以下の実績 →手続不要

Q16 申請した補助金額の範囲内であれば、実際の使途に多少変更があってもよいですか。

A16 申請した補助金額の範囲内であれば、単価・数量の変更を許容しています。  
軽微な変更であれば問題ありません。

Q17 災害により、予定していた事業の実施場所が被災したため、実施場所や内容を変更する必要があります。どのようにしたらよろしいでしょうか。

A17 事業を変更する必要がある場合、まずは御相談ください。  
手続きは、変更承認申請書（様式第6号）を提出いただくことになります。承認を受ければ、事業を変更して実施することができます。

Q18 災害のため、開催を予定していた講座が中止となりました。既に発注していたチラシや教材は、補助対象となるのでしょうか

A18 既に作成したチラシ等については、補助金対象とします。教材については、教材を転用される行事名等をお知らせいただき、温暖化対策活動に利用されると広島県が認めた場合に限り、補助対象とします。

Q19 過年度に採択された団体が、今年度の交付申請前に、当初の申請書で申請していた計画を変更する場合は、交付申請書を再度提出すればいいでしょうか。

A19 交付申請書と変更した申請書を提出ください。  
審査会で再度審査する必要があるので、必ず環境政策課にご連絡ください。



## 《補助金の支払い》

Q20 概算払いは、交付決定の補助金額の全額を請求できますか。また、いつ請求すればよいでしょうか。

A20 当補助金は、原則、事業完了後の精算払としていますが、事業を実施するにあたり、活動資金（自己資金）がない等、必要と認められる場合には、概算払いを請求できます。

### 《概算払い請求》

上 限 額 補助金額の 80%

請求期限 ホームページに掲載いたします。

※請求から入金まで、3週間程度を要します。

Q21 事業完了後、実績報告書を提出してから、どのくらいの期間で補助金が振り込まれますか。

A21 実績報告書の内容が適正であることを確認でき次第、補助金の額の確定通知を行います。額の確定通知を受け取った後、請求書を提出していただき、支払いとなります。実績報告書に記載の内容や添付資料に修正等がなければ、実績報告書の提出から支払いまで、おおよそ1か月半程度かかります。修正等が必要な場合は、さらに時間を要します。

### 〈実績報告書の提出期限〉

補助事業が終了した日から20日を経過した日又は、翌3月5日のいずれか早い日

近年、実績報告書の確認・修正で時間を要するケースが多く見られます。事業が完了し次第、早めに実績報告書を提出されることをお勧めします。

Q22 補助金の振込先口座の名義は、団体関係者であれば、誰の名義でもよいですか。

A22 振込先口座の名義は、**原則、交付決定通知書記載の補助事業者及び代表者ともに同じものにしてください。**（口座の名義に個人名が含まれず、団体名のみの場合は、団体名が同じであれば差し支えありません。）異なる名義の口座への振込みを希望する場合は、委任状の提出が必要となるため、まずは御相談ください。

《環境学習講師、うちエコ診断、施設見学等について》

Q23 学習会を予定していますが、講師が見つかりません。

A23 広島県（環境政策課）は、広島県環境学習講師の派遣を行っています。講師謝金、旅費を、広島県が予算の範囲内で負担するものです。詳しくは広島県ホームページを御確認ください。

**講師派遣を希望される場合は、遅くとも実施予定日の30日前までに広島県（環境政策課）に派遣申請書を提出してください。**

参考）県ホームページ「環境学習講師を派遣します！」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/d-shidousya-koshihakensien-index.html>

※「環境学習講師 広島県」等で検索ください。

⇒こちらの制度が使われた場合、派遣した講師への謝金・交通費は、補助対象経費として計上されません。

Q24 イベントで「うちエコ診断会」を実施したいと考えています。どのように準備したらよいでしょうか。

A24 「うちエコ診断実施機関」に、お問い合わせください。実施日など、うちエコ診断士との調整が必要となりますので、早めに御相談ください。

対面で実施する場合、診断士の謝金と旅費が必要となります。

（※診断士の謝金と旅費については、補助金対象です。）

広島県内の「うちエコ診断実施機関」は…

（一財）広島県環境保健協会 脱温暖化センターひろしま

電話 082-293-1512

参考）協会ホームページ「うちエコ診断」

[https://www.kanhokyo.or.jp/?page\\_id=6018](https://www.kanhokyo.or.jp/?page_id=6018)

※「うちエコ診断実施機関 広島県」または「うちエコ診断 広島県」等で検索ください。

※実施までの流れや、うちエコ診断実施申込書は、ホームページを御覧ください。

Q25 バスツアーを実施するにあたり、太陽光発電を見学したいと考えています。見学できる施設がありませんか。

A25 広島県では、中国電力グループと共同して、メガソーラー発電事業「地域還元型再生可能エネルギー導入事業」に取り組んでおり、この事業の中で、発電所見学を受け入れています。次の連絡先にお問い合わせください。

連絡先

広島県 環境政策課

TEL 082-513-2912

参考) 県ホームページ「地域還元型再生可能エネルギー導入事業」

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/megasora.html>

※詳細および「発電所見学申込書」は、ホームページから御覧ください。

※見学は、土日祝を除く平日に限ります。また平日でも御希望に添えないこともございます。遅くとも1か月前までに御相談ください。

※県内数か所の施設のうち、福富太陽光発電所、大野太陽光発電所は規模が大きく、見学にお勧めです。